

大分大学教育学部各種委員会規程

平成28年4月1日制定

平成28年教育学部規程第3号

(設置)

第1条 大分大学教育学部の管理運営を円滑に行うため、別表に掲げる委員会を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会の審議事項、組織及び事務は、別表に掲げるとおりとする。

(指名等)

第3条 各委員会の委員のうち、職名指定以外の委員は、教育学部教授会の議を経て、学部長が指名する。

2 前項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、別表に定める者をもって充てる。

2 前項の委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に専門的事項の調査・検討等を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び検討事項等については、当該委員会が別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、当該委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育学部規程第13号)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学部規程第21号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年教育学部規程第2号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教育学部規程第6号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和2年教育学部規程第6号）
- 1 この規程は、令和2年9月9日から施行し、この規程による改正後の大分大学教育学部各種委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。
 - 2 この規程による改正後の大分大学教育学部各種委員会規程別表の規定にかかわらず、同表の第3条第1項に規定する委員の欄に規定する 令和2年度から令和4年度までの初等中等教育コースの学年ごとに指名する委員については、次のとおりとする。

令和2年度	第1学年	初等中等教育コース第1学年担当
	第2学年	小学校教育コース第2学年担当
	第3学年	小学校教育コース第3学年担当
	第4学年	小学校教育コース第4学年担当
令和3年度	第1学年	初等中等教育コース第1学年担当
	第2学年	初等中等教育コース第2学年担当
	第3学年	小学校教育コース第3学年担当
	第4学年	小学校教育コース第4学年担当
令和4年度	第1学年	初等中等教育コース第1学年担当
	第2学年	初等中等教育コース第2学年担当
	第3学年	初等中等教育コース第3学年担当
	第4学年	小学校教育コース第4学年担当

附 則（令和3年教育学部規程第3号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教育学部規程第5号）
この規程は、令和3年10月13日から施行する。

附 則（令和4年教育学部規程第3号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教育学部規程第4号）
この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年教育学部規程第5号）
この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和4年教育学部規程第6号）
この規程は、令和4年10月24日から施行する。

附 則（令和5年教育学部規程第1号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年教育学部規程第 5 号）
この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第1条，第2条，第4条関係）

大分大学教育学部各種委員会

委員会名	審 議 事 項	構 成 員			事務担当	備考
		委員長	職 指 定	第3条第1項に規定する委員		
企画委員会	学部等の運営に関する基本的事項 1 学部長からの諮問事項 2 学部等の運営に関わる緊急に協議・決定を必要とする事項 3 各委員会間の調整に関する事項 4 その他学部等の将来等に関する事項	学部長	副学部長 副研究科長 評議員 教務委員長 学生生活委員長 就職進路委員長 入試委員長 教育実習委員長 教育実践総合センター長 教育研究所長 学務委員長 教育学研究科運営委員会 副委員長 2人 事務長	学部長指名	総務係	
自己点検・評価委員会	1 認証評価機関による認証評価を受けるために実施する点検・評価に関する事項 2 国立大学法人評価委員会による評価を受けるために実施する点検・評価に関する事項 3 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う評価を受けるために実施する点検・評価に関する事項 4 外部評価又は第三者評価を受けるために実施する点検・評価に関する事項 5 教育学部の活動の状況について実施する点検・評価に関する事項	学部長	副学部長（教育担当） 教務委員長 学生生活委員長 就職進路委員長 入試委員長 教育実習委員長 事務長	学部長指名	総務係	
学部教員養成カリキュラム検討委員会	1 教員養成カリキュラムの編成に関すること 2 教職課程の改善・充実に関すること 3 その他教職課程に関すること	学部長	副学部長（教育担当） 教務委員長 教育実習委員長	学部長指名	学務係	

学部・大学院・附属学校園連携委員会	1 学部と附属学校園との連携推進に関する事項 2 附属学校園の将来計画に関する事項	学部長	連携統括長 副学部長 1人 副研究科長 教務委員長 教育実習委員長 教育実践総合センター長 教育研究所長 各附属校園長 事務長		総務係	
共同教育研究推進委員会	学部と附属学校園との共同研究等に関する事項	連携統括長	教育実践総合センター長 各附属校園長 各附属校園研究主任		総務係	
教務委員会	1 教務に関する事項 2 非常勤講師等の任用計画に関する事項 3 教育課程の見直し及び実施に関する事項 4 情報教育、情報システムの運営及び情報倫理に関する事項 5 教養教育に関する事項 6 公開講座に関する事項(削る) 7 留学生の派遣・受入れに関する事項 8 学部等のカリキュラムの開発に関する事項	教務委員長		初等中等教育コース第1学年担当 1人 初等中等教育コース第2学年担当 1人 初等中等教育コース第3学年担当 1人 初等中等教育コース第4学年担当 1人 特別支援教育コース 1人	学務係	
教育実習委員会	教育実習に関する事項	教育実習委員長	教務委員長 連携統括長	初等中等教育コース第1学年担当 4人 初等中等教育コース第2学年担当 4人 初等中等教育コース第3学年担当 4人 初等中等教育コース第4学年担当 4人 特別支援教育コース 1人 教育実践総合センター主担当 1人 教職開発専攻 1人 附属学校合同委員会 12人	学務係	

入試委員会	1 入学者選抜方法等及び入学者選抜試験実施に関する基本的事項 2 入学者選抜方法に関すること	入 試 委 員 長	事務長	初等中等教育コース第1学年担当 2人 初等中等教育コース第2学年担当 2人 初等中等教育コース第3学年担当 2人 初等中等教育コース第4学年担当 2人 特別支援教育コース 1人	学務係 (入試課)	
学生生活委員会	1 学生生活に関する事項 2 留学生の学生生活に関する事項	学 生 生 活 委 員 長		初等中等教育コース第1学年担当 1人 初等中等教育コース第2学年担当 1人 初等中等教育コース第3学年担当 1人 初等中等教育コース第4学年担当 1人 特別支援教育コース 1人 教職開発専攻 1人	学務係 (学生・留学生支援課)	
就職・進路委員会	学生の就職・進路に関する事項	就 職 進 路 委 員 長	事務長	初等中等教育コース第1学年担当 1人 初等中等教育コース第2学年担当 1人 初等中等教育コース第3学年担当 1人 初等中等教育コース第4学年担当 1人 教育実践総合センター主担当 1人 保育士資格取得支援担当教員 1人	就職・進路 支援室	

教育研究所 運営委員会	1 教育研究所の業務に関する事項 2 広報及び大学開放事業に関する事項 3 学部等の理念、目的に沿った研究を企画、提案し推進する。 4 学部等の特色を活かした研究を企画、提案し推進する。 5 学部等が重点的に取り組む必要のある研究テーマを企画、推進する。	教育研究所長		各講座（言語教育、理数教育、芸術・保健体育教育、生活・技術教育、社会認識教育、発達科学教育） 各1人	総務係	
教育実践総合センター 運営委員会	教育実践総合センターの運営に関し、必要とする事項	教育実践総合センター長	教育実践総合センターの 主担当の教員 教育実習委員長 各附属校園長	初等中等教育コース 2人	総務係	
附属学校園 入学者選抜 検討委員会	1 附属学校園の入学・入園の選抜方法のあり方に関する こと 2 附属学校園の入学・入園の選抜方法の改善に関する こと 3 附属学校園の入学・入園の選抜方法の具体的方策に関する こと	連携統括長	教育実践総合センター長 教育実習委員長 教務委員長 各附属校園長 事務長 事務室長		附属学校支援グループ	
附属学校園 開かれた学校 づくり協議会	1 附属学校園の学校運営に関する こと 2 地域の附属学校園に対するニーズに関する こと 3 附属学校と地域との連携に関する こと	連携統括長	各附属校園長	各附属校園学校評議員会委員 若干人	附属学校支援グループ	